三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡高森町・松川町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
高森町・松川町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡松川町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県岩美郡岩美町大字蒲生字粟原一五五一から一五五三まで、一五五六、一五五八、一五六一、一五六六、一五七六、字小谷一五八四、一五八六、字割岩一五九四、一五九五、字小谷口一六〇五、一六〇八、一六一三、一六一八、字三舟一六三二、一六三四、一六三七、一六三八、字新四郎墓一六四五、一六四七、一六四八、一六六二、字御祷谷上二五八五の三、字三舟山二五八七の一
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県岩美郡岩美町大字蒲生字大平ル二六〇の一（次の図に示す部分に限る。）、二六〇の二から二六〇の四まで、字中大平ル二六二の二、字又芽谷一二〇八、字大石谷一二〇九、一二〇九の一、字大岩谷一二一〇、字鍛治谷二五六七から二五七二まで、字砿谷上二五七三、二五七四、字大山二五八二の一、大字馬場字家ノ上三八八、字湯所西平四〇二（次の図に示す部分に限る。）、字堰ノ内四〇六の二、四〇七の二、字城ノ谷四一一の二、字硎石ヶ谷四一六の四、四一六の五、字与吉苅尾四一八の二、字狼谷四二〇の二、大字白地字猪笹奥八五七の五、八五七の六、八五七の三四から八五七の三八まで、字佛谷八五八の一から八五八の九まで、八五八の一三、字桐ヶ畑谷八五九、八五九の一から八五九の三まで、字高平ラ八六〇の四、字大高八　八六一の五、字平次郎谷八六三の九、八六三の四五から八六三の四九まで、字大善坊平ラ八六四の一から八六四の九まで、字小ヤナ八六八の二、八六八の四から八六八の八まで、字分条八六九の二、八六九の七から八六九の三二まで
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県岩美郡岩美町大字相山字荷牛谷二四六の三、字亀ヶ尻奥荒堀二六六の一、二六六の二、大字白地字向山八三一、八三二、字茶屋谷八三三の二、八三四、八三五、字柿ヶ谷八五一の二、八五二の二、字ミノ口八七〇の一四、字亀ヶ谷八七四の三、字墓ノ谷九〇二の二、大字蒲生字出合ノ上二四四九、二四五〇の一、二四五五の一、二四五六の一
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県西伯郡伯耆町大内字松ヶ滝九五六の一、九五六の四、九五六の五、九五七の一、九五七の三から九五七の五まで、字桝水高原一〇七一の一、一〇七一の三から一〇七一の一五まで、福兼字末鎌河原平三一一の一、長山字後山口北平六四八の二、大倉字谷奥平四三一の一、四三一の二、四三九の一から四三九の三まで、字後平四七〇の一、字道免ヒナ平三〇二の一、三〇二の二、字ヒイ滝三四六、三四七、富江字清水田平六四三、六四四の一、六四四の二、六四五、六四七、六四八の一、白水字カン谷七〇の一五、字樋ヶ谷平七五の二、七五の七、字蛇ヶ谷四一五、大坂字深山二一二、字仏滝二三四、二三八、二三九、二四三の二、二四三の三、字下モ林三七七の二、三七七の五、三七七の八、三七七の九、三七七の一一、三七八の四、三七九、栃原字大谷平四七五、父原字東澁谷三一九の九、三部字勘部上ミ割谷ノ五　八七九の二、焼杉字焼杉山東四七二の二四、字焼杉山四八六の二、二部字堂ノ谷ノ二　八二の二、八三、八五の二、八八の二、一九八の三、福岡字梨子木ヶ垰八五三の二、字ヌクミ九五八の四、字道下タ三七九九の一、三八〇〇の一、三八〇一、三八〇七、三八〇八、字鉾場四〇二九の二から四〇二九の五まで、上野字カマ谷一〇六の一、一〇六の七、一〇六の一三、字日垣谷一一五の三、一一五の一三、一一五の一七、一一五の一九、一一五の三〇、一一五の三四から一一五の三八まで、一一六の一三、福居字清水横路七四二の一、七四二の六、七四三の一、七四三の三
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）